



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	都 市 政 策 課
◎ 告 示	
・鳥獣保護区の存続期間の更新（2件）	自 然 環 境 課
・鳥獣保護区域内の特別保護地区の指定	"
・五島海区漁場計画	漁 業 振 興 課
○長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱の一部改正	農 村 整 備 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（2件）	"
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・土地改良区の役員の就任	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の就退任	"
・土地改良区の定款変更の認可	"
◎ 教育委員会告示	
・県指定文化財の指定	学 芸 文 化 課
◎ 公安委員会規則	
○交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則	地 域 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・不在者投票のできる施設の指定	選挙管理委員会書記室

規 則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第79号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（平成17年長崎県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(条例第3条第1項第1号の規則で定める区域) 第3条 条例第3条第1項第1号アの規則で定める区域は、 <u>次に掲げる区域とする。</u></p> <p>(1) <u>政令第29条の9第1号から第4号までに掲げる区域</u> <u>においては、安全上及び避難上の対策が実施されると認め</u> <u>られる区域</u></p> <p>(2) <u>政令第29条の9第5号に掲げる区域においては、次の</u> <u>いずれかに該当する区域を含まない区域</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規</u> <u>定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項に規</u> <u>定する雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3第1</u> <u>項に規定する高潮浸水想定区域として指定された区域</u> <u>のうち、浸水した場合に想定される水深が3メートル</u> <u>以上の区域（ただし、安全上及び避難上の対策が実施</u> <u>されると認められる区域を除く。）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>その他市町村が災害のおそれがあると認める区域</u></p> <p>(3) <u>政令第29条の9第6号に掲げる区域（政令第8条第1</u> <u>項第2号ロに掲げる区域に限る。）においては、津波防</u> <u>災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第</u> <u>72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含まない</u> <u>区域</u></p> <p>2 条例第3条第1項第1号イの規則で定める区域は、市街 化調整区域のうち、車線の数が4以上の国道若しくは県道 の沿道の区域又は高速自動車国道等のインターチェンジ周 辺の大規模な流通業務施設用地としてあらかじめ知事が指 定した区域とする。</p>	<p>(条例第3条第1項第1号の規則で定める区域) 第3条 条例第3条第1項第1号の規則で定める区域は、市 街化調整区域のうち、車線の数が4以上の国道若しくは県 道の沿道の区域又は高速自動車国道等のインターチェンジ 周辺の大規模な流通業務施設用地としてあらかじめ知事が 指定した区域とする。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第690号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 名称
内閣ダム鳥獣保護区
- 2 区域

長崎県五島市籠淵町に所在する五島市道福江29号線と同市道福江24号線の交点を起点とし、同所より同市道24号線を南へ進み、一般国道384号との交わりに至り、同一般国道を北西へ進み五島市道366号線との交点に至り、同市道を北西へ進み大阪峠に至り、同地点より籠淵町大曲川上流地点へ至り、同地点より谷づたいに北東から北へ進み、さらに国有林201林班の境界線を南東方向に進み、国有林201林班と同205林班及び202林班の境界線を北東へ進み、笹嶽頂点に至り、同所から五島市第44林班の境界線を東へ進み、さらに尾根づたいに南南東の方向に進み、五島市第16林班と同第33林班の境界線を南に進み、五島市第21林班と同第3林班との境界線

を南へ進み、さらにセンダナ頂上を経て五島市福江第30号線の交点に至り、同所より同市道を北西へ進み、同市道と五島市第22林班境界線との交点から同第22林班と第23林班との境界線を南西から西に進み、さらに尾根づたいに北西へ進み起点に至る線に囲まれた区域。

3 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで（10年間）

4 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、五島市市街地から北西部へ約3キロメートルの地点に位置し、内閣ダムを取り囲むようにシイ及びカシを主体とする照葉樹林地帯が広がっている。

このような自然環境を反映して、ウグイス、ヤマガラ、メジロ等の森林性の野鳥が生息するだけでなく、冬にはオシドリをはじめとするカモ類の県内有数の飛来地となっているほか、カワセミやミサゴも生息する。また、市街地に近いことから、探鳥会等の自然のふれあいの場として利用するのに適している。

よって、引き続き保護を必要とすると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項に規定する鳥獣保護区として更新し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境の保護を図るものである。

(2) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第691号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

1 名称

龍良山鳥獣保護区

2 区域

長崎県対馬市厳原町所在、国有林長崎地域施行計画区対馬事業区第321林班、322林班、323林班、324林班、325林班及び長崎県対馬市厳原町大字豆碓西龍良山1250。

3 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで（10年間）

4 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定目的

龍良山鳥獣保護区は、対馬市厳原市街地の南西約6キロメートルの地点から龍良山を中心に南西部に広がり、シイ、カシ等の照葉樹林を主体とした豊かな森林地帯となっている。このような自然環境を反映して、サンコウチョウ、キビタキ、オオルリなど森林性の野鳥が生息している。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項に規定する鳥獣保護区として更新し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境の保護を図るものである。

(2) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖

状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第692号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、龍良山鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

1 名称

龍良山鳥獣保護区龍良山特別保護地区

2 特別保護地区の区域

長崎県対馬市厳原町所在国有林（対馬森林計画区豆敷龍良山国有林323林班い小班）

3 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで（10年間）

4 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

5 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定目的

龍良山鳥獣保護区は、対馬市厳原市街地の南西約6キロメートルの地点から龍良山を中心に南西部に広がり、シイ、カシ等の照葉樹林を主体とした豊かな森林地帯となっている。このような自然環境を反映して、サンコウチョウ、キビタキ、オオルリなど森林性の野鳥が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、龍良山は日本を代表する照葉樹の原生林となっており、龍良山の北側斜面に海拔120mの低地から山頂まで、下方にはスダジイ林、上方にはアカガシ林からなる原生林が発達している。自然度が極めて高い豊かな植生を形成しているため森林性の鳥獣が多く生息するほか、渡り鳥の中継地として、本土では見かけることが希なアカハラダカやヤマショウビン等の野鳥も飛来する。

このため、当該地域は龍良山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区として引き続き指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境の保護を図るものである。

(2) 特別保護地区の管理指針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

長崎県告示第693号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項及び第64条第6項の規定に基づき、五島海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

第1 五島海区漁場計画の内容

1 漁業権に関する事項

(1) 漁場計画番号 別表のとおり

(2) 漁場の位置 別表のとおり

- (3) 漁場の区域 別表のとおり
 - (4) 漁業種類及び漁業の名称 別表のとおり
 - (5) 漁業時期 別表のとおり
 - (6) 存続期間 令和4年1月17日から令和5年8月31日まで
 - (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 別表のとおり
 - (8) 関係地区 別表のとおり
 - (9) 条件 別表のとおり
- 2 保全沿岸漁場に関する事項
設定なし
- 第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項
- 1 五島海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
五島海区漁場計画（案）の五区計第1119号、五区計第1508号について、計画して差し支えないとの意見であったため、五島海区漁場計画を定めることとした。
- 2 漁場の図面 別添のとおり
- 第3 免許予定日及び申請期間
- 1 漁業の免許予定日 令和4年1月17日
- 2 申請期間 令和3年10月15日から令和3年11月24日まで

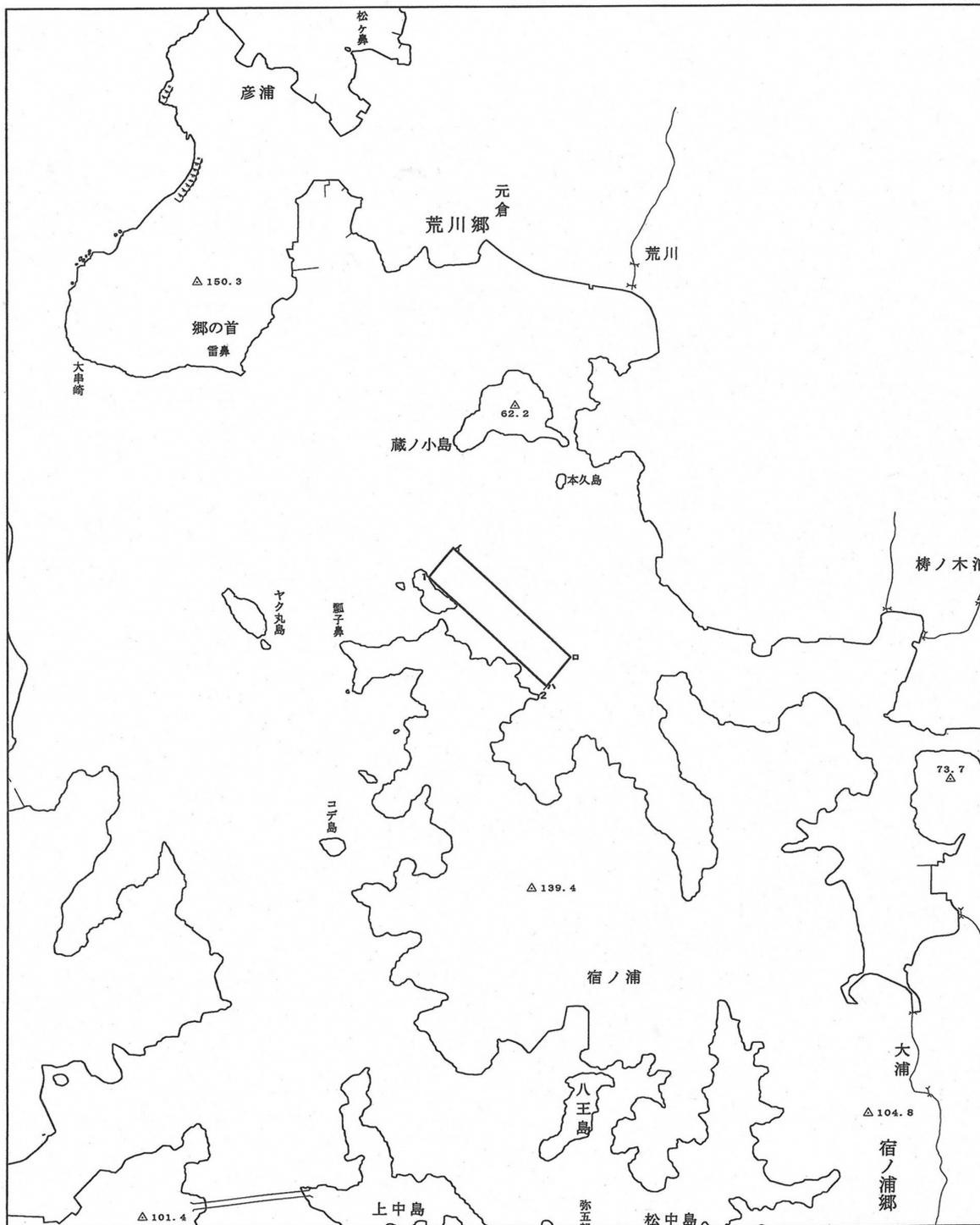
漁場計画 番号	漁場の 位置	漁場の 区域		漁場の 基 点		漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条 件
		区	域	基 点	点						
五区計 第1119号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 加勢ノ浦 地先	次の1、イ、 ロ、ハの各 点を順次結 んで1に至 る各直線に よって囲 まれた区域	イ ロ ハ	1 南松浦郡新上五 島町宿ノ浦郷宝 崎小島東海岸標 識 2 同郡同町同郷宝 崎鼻東端標識	1 から40度 155メートルの ところ 2 から40度 205メートルの ところ 2 から40度 50メートルの ところ	第1種 くら まぐろ小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年 1月17日 から 令和5年 8月31日 まで	団体漁業権	南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・ 土井ノ浦 を除く)	1. 漁業権者は、外国 漁船により漁獲された くらまぐろを養殖用種 苗とし、これを暫約 する書面を当該漁業を 営む者に提出させ、こ れに反した場合は、そ の者の行使を停止させ なければならぬ。 2. 当該漁業権に係る 漁場の区域において 設置する養殖の用に供 する生簀は、天然種 苗分については、直径 25メートルの円形生簀 8台の規模を超えては ならない。また、免許 番号の異なる別の区画 漁業権漁場から当該区 画漁業権漁場に移動さ せた種苗（以下、移送 分とす。）について は直径25メートルの円 形生簀3台の規模を超 えてはならない。ただ し、経営上必要な場 合は、天然種苗分の生 簀の総面積が3,928平 メートル、移送分の生 簀の総面積が1,473平 方メートルを超えない 範囲内で、生簀の形 状、規格又は台数を 変更することは差し支 えない。 3. 当該漁業権に係る 区画漁業で用いられる 養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の

漁場計画 番号	漁場の 位置	区 域	漁 場 の 基 点	区 域 の 点	漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条 件
										活込尾数は、移送分を 除き、1,000尾を超え てはならない。 4. 人工種苗を活込ん ではならない。ただ し、天然種苗が確保で きず、かつ、経営に 支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生 賞によって天然種苗と 明確に区別できると判 断され、知事が認めた 場合はこの限りではな い。

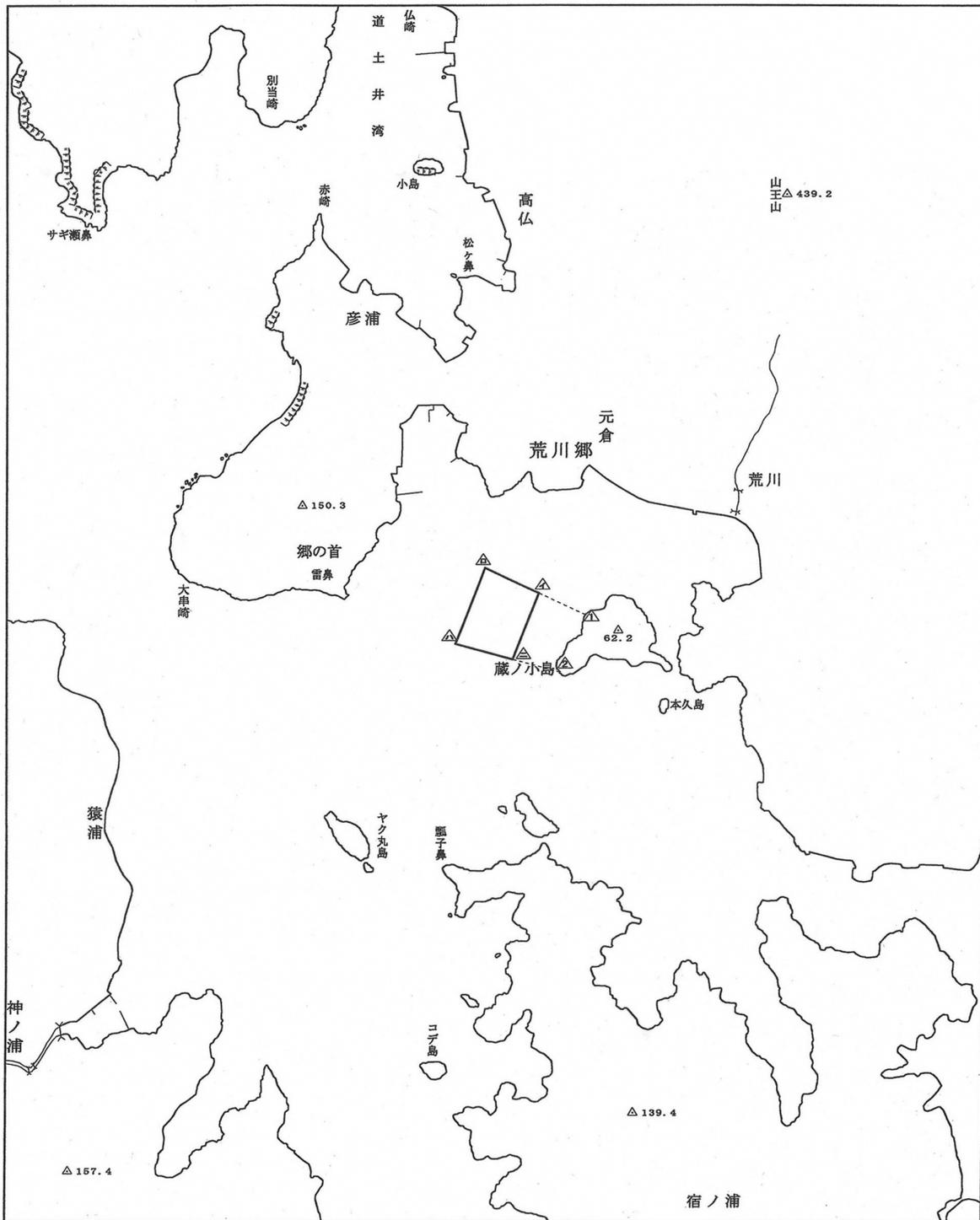
漁場計画 番号	漁場の 位置	漁場の 区域		漁場の 基 点		漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条 件
		区	域	基 点	点						
五区計 第1508号	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 蔵小島西側 地先	次のイ、ロ、 ハ、二の各 点を順次結ん で至る各直 線によつて 囲まれた区域	1 南松浦郡新上五 島町荒川郷蔵小 島北西端標識 2 同郡同町同郷 蔵小島南西端 標識	イ 1 から295度 210メートルの ところ ロ 1 から295度 455メートルの ところ ハ 2 から285度 445メートルの ところ ニ 2 から285度 200メートルの ところ	第1種 くら まぐろ小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年 1月17日 から 令和5年 8月31日 まで	団体漁業権	南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・ 土井ノ浦 を除く)	1. 漁業権者は、外国 漁船により漁獲された くらまぐろを養殖用種 苗とし、これを暫約 する書面に当該漁業を 営む者に提出させ、こ れに反した場合は、そ の者の行使を停止さ せなければならない。 2. 当該漁業権に係る 漁場の区域において 設置する養殖の用に供 する生簀は、天然種 苗分については、直径 20メートルの円形生簀 6台の規模を超えては ならない。また、免許 番号の異なる別の区画 漁業権漁場から当該区 画漁業権漁場に移動さ せた種苗（以下、移送 分とする。）について は、直径25メートルの 円形生簀1台、直径20 メートルの円形生簀17 台の規模を超えてはな らない。ただし、経営 上必要な場合は、天然 種苗分の生簀の総面積 が1,884平方メート ル、移送分の生簀の総 面積が5,829平方メ ートルを超えない範囲内 で、生簀の形状、規格 又は台数を変更する ことは差し支えない。 3. 当該漁業権に係 る区画漁業で用いら れる養殖用種苗のう	

漁場計画 番号	漁場の 位置	漁 場 の 区 域			漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条 件
		区	域	点						
										ち、1年当たりの天然 種苗の活込尾数は、移 送分を除き、2,616尾 を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込 んではならない。た だし、天然種苗が確 保できず、かつ、経営 に支障が出る等のや むを得ない理由があ り、生贖によつて天 然種苗と明確に区別 できると判断され、 知事が認めた場合は この限りではない。

五区計 第1119号



五区計 第1508号



長崎県告示第694号

長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱（平成15年長崎県告示第946号）の一部を次のように改正し、令和3年10月15日以後に締結する委託契約から適用する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

番 号
年 月 日

受託予定者 様

振興局長

県営〇〇地区土地改良事業にかかる換地計画等
事務の委託契約について

標記のことにつきまして、土地改良法第89条の2の規定に基づく別紙仕様書の業務を委託したいので、受託いただける場合は別添承諾書及び契約書に必要事項を記入し、記名押印の上2部提出願います。

なお受託いただけない場合は、その理由を記入の上ご回答をお願いします。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

振興局長 様

受託予定者住所
氏名

換地計画等事務の受託について

年 月 日付け、第 号により通知のあった標記事務については、受託することとして別添のとおり契約書を提出いたします。

※業務の再委託を行う場合に当たっては、次の一文を追加する。

また、この契約書に基づく委託業務の一部を下記のとおり再委託したいので、契約締結の際には委託契約書第6条第3項の規定により承認願います。

記

1. 再委託先 ○○○○

2. 再委託金額 〇,〇〇〇,〇〇〇円 (予定)

3. 再委託内容

別紙仕様書中の下記業務項目及び数量とする。

但し、項目における換地委員の業務相当についてはその対象から除外する。

- (1) 一時利用地の指定 〇〇〇ha
- (2) 分筆登記 〇筆
- (3) 相続等代位登記 〇〇人

※再委託内容について換地計画等事務委託契約書、別紙仕様書中の業務項目及び数量について記述する。

様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

長崎県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市有明町大三東乙278番7地先から 島原市有明町大三東乙278番7地先まで	前	20.3~21.5	18.4	
	後	30.9~31.2	18.4	

長崎県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 俵ヶ浦日野線	佐世保市庵浦町497番1地先から 佐世保市庵浦町497番4地先まで	令和3年10月15日

長崎県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 北野千々石線	雲仙市小浜町富津字殿川平4161番1地先から 雲仙市小浜町富津字殿川平4167番1地先まで	令和3年10月15日

長崎県告示第698号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和3年10月8日から適用する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名
1～7の6 略					1～7の6 略				
8	あおば行政書 士法人 社員 赤坂 行広	長崎市恵 美須町7 番12号 オックス、 S T A Y BLD 5F	長崎市恵美 須町7番12 号 オックス、 STAY BLD 5F	長崎市	8	削除			
8の2～84 略					8の2～84 略				

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）マルキョウ大村松並店
長崎県大村市松並二丁目888番1 外
- 2 届出の概要
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルキョウ 代表取締役 富松 俊一
福岡県大野城市山田五丁目3番1号
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
 - (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,911平方メートル
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
 - (2) 意見書の内容

工事期間中及び開店後において、周辺の交通対策及び騒音、振動、悪臭の防止など関係法令を順守するとともに、周辺住民の生活環境の保全に十分配慮すること。

①交通安全対策について

開店後の交通安全対策については、周辺に通学路が存在することや、渋滞が発生する懸念があることから、関係機関と協議し、安全確保や渋滞緩和について対策を講じること。

②臭気対策について

汚水処理についてはグリストラップを設置し処理することとされているが、臭気や汚物の越流等の懸念があるため、メンテナンスについては法令を遵守するとともに適正な維持管理に努めること。

③雨水排水対策について

雨水排水については隣接地や周辺道路への影響が最小限となるよう努めること。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、大村市産業振興部商工振興課

土地改良区の役員の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、守山土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
横 田 晴 喜	雲仙市吾妻町大木場名372番地
田 原 正 臣	雲仙市吾妻町田之平名545番地
就 任 役 員 監 事	
田 中 信 介	雲仙市吾妻町田之平名370番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長与岡北土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
林 収	西彼杵郡長与町岡郷2627	林 収	西彼杵郡長与町岡郷2627

田 中 稔	西彼杵郡長与町岡郷2704	田 中 稔	西彼杵郡長与町岡郷2704
尾 崎 岩 雄	西彼杵郡長与町岡郷2220	浅 井 春千代	西彼杵郡長与町岡郷2269
川 瀬 義 雄	西彼杵郡長与町岡郷2927	川 瀬 義 雄	西彼杵郡長与町岡郷2927
和 田 和 隆	西彼杵郡長与町岡郷629	和 田 和 隆	西彼杵郡長与町岡郷629
山 口 慎 爾	西彼杵郡長与町岡郷2913	川 瀬 太 己	西彼杵郡長与町岡郷2540
坂 本 秀 哉	西彼杵郡長与町岡郷2166	坂 本 秀 哉	西彼杵郡長与町岡郷2166
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
浅 井 春千代	西彼杵郡長与町岡郷2269	尾 崎 岩 雄	西彼杵郡長与町岡郷2220
長 浦 むつみ	西彼杵郡長与町岡郷2117-5	長 浦 むつみ	西彼杵郡長与町岡郷2117-5

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年4月23日総代会議決）を認可した。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 芦辺北部土地改良区

認可年月日 令和3年10月5日

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第3号

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第4条第1項の規定により、令和3年10月7日付けをもって、次のとおり指定された。

令和3年10月15日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

県指定された文化財

種 別	名 称	所 有 者	所 在 地	員 数
有形文化財 (美術工芸品)	沖ノ神嶋神社伝世陶磁器	小値賀町	小値賀町歴史民俗資料館 (北松浦郡小値賀町笛吹郷字 木ノ下1931)	18点

公安委員会規則

交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月15日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第8号

交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和49年長崎県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表 1 交番（署所在地）及び警察官駐在所の所属、名称、位置及び所管区				別表 1 交番（署所在地）及び警察官駐在所の所属、名称、位置及び所管区			
所属	名称	位置	所管区	所属	名称	位置	所管区
略				略			
佐世保警察署	略			佐世保警察署	略		
	日宇交番	佐世保市日宇町	佐世保市のうち、大和町、白岳町、日宇町、大岳台町、沖新町、黒髪町、 <u>ひうみ町</u>		日宇交番	佐世保市日宇町	佐世保市のうち、大和町、白岳町、日宇町、大岳台町、沖新町、黒髪町
略				略			
略				略			

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和3年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人緑風会 介護医療院学び舎	長崎市富士見町18番24号	令和3年10月7日
住宅型有料老人ホーム ウェルズライフ大手アラエステ	長崎市大手2丁目4番6号	令和3年10月7日
医療法人祐里会 あねがわ介護医療院	諫早市小野島町2378番地2	令和3年10月7日

介護医療院 リハサポート	島原市湖南町6893-2	令和3年10月7日
--------------	--------------	-----------

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二一一
二一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト